

三田市福祉医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度とする。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。))の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受ける者については、<u>同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのを「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。</u>)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p>	<p>第1条 省略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度とする。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。))の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのを「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。</u>)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p>

(17)～(19) 省略

(助成対象者及び受給資格の認定)

第 3 条 この事業の対象となる者は、高齢期移行者、重度障害者、母子家庭の母及び母子家庭の児童、父子家庭の父及び父子家庭の児童並びに遺児(以下「助成対象者」という。)とし、次に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 省略

(2) 重度障害者 重度障害者及び重度障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)並びに主としてその重度障害者の生計を維持する扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)で、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。

(3) 省略

2～3 省略

第4条～第9条 省略

付 則

1～2 省略

(市町村民税の額の算定の特例)

3 第 3 条第 1 項第 2 号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割(同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第 314 条の 7 並びに同法附則第 5 条の 4 第 6 項、同法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項及び同法附則第 7 条の 2 第 4 項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」は、第 3 条第 1 項第 2 号に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度(医療保険各法の給付が行われた月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前々年度)の 1 月 1 日において、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第 737 条の 2 第 1 項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。

(17)～(19) 省略

(助成対象者及び受給資格の認定)

第 3 条 この事業の対象となる者は、高齢期移行者、重度障害者、母子家庭の母及び母子家庭の児童、父子家庭の父及び父子家庭の児童並びに遺児(以下「助成対象者」という。)とし、次に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 省略

(2) 重度障害者 重度障害者及び重度障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)並びに主としてその重度障害者の生計を維持する扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)で、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。

(3) 省略

2～3 省略

第4条～第9条 省略

付 則

1～2 省略

(市町村民税の額の算定の特例)

3 第 3 条第 1 項第 2 号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割(同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第 314 条の 7 並びに同法附則第 5 条の 4 第 6 項、同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項及び同法附則第 7 条の 2 第 4 項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」は、第 3 条第 1 項第 2 号に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度(医療保険各法の給付が行われた月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前々年度)の 1 月 1 日において、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第 737 条の 2 第 1 項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。

以下省略

以下省略

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、乳幼児等及びこどもの疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を助成する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 乳幼児等のうち6歳に達する日の翌日以後の最初の3月31日を経過した者及びこどもの入院以外の療養である場合 医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額から、1日につき400円(乳児保護者、幼児等保護者又はこども保護者の属する世帯の医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が235,000円以上の場合には、800円)を一部負担金として控除した額。ただし、低所得者である場合及び同一の月に同一の保険医療機関等において2回を超えて給付を受けた場合は、控除しない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第5条～第8条 省略 付 則</p> <p>1～3 省略 (市町村民税の額の算定の特例)</p> <p>4 第4条第1項第3号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」は、第4条第1項第3号に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地</p>	<p>第1条～第3条 省略 (助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、乳幼児等及びこどもの疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を助成する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 乳幼児等のうち6歳に達する日の翌日以後の最初の3月31日を経過した者及びこどもの入院以外の療養である場合 医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額から、1日につき400円(乳児保護者、幼児等保護者又はこども保護者の属する世帯の医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が235,000円以上の場合には、800円)を一部負担金として控除した額。ただし、低所得者である場合及び同一の月に同一の保険医療機関等において2回を超えて給付を受けた場合は、控除しない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第5条～第8条 省略 付 則</p> <p>1～3 省略 (市町村民税の額の算定の特例)</p> <p>4 第4条第1項第3号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」は、第4条第1項第3号に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地</p>

方税法第 737 条の 2 第 1 項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。

以下省略

方税法第 737 条の 2 第 1 項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。

以下省略

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="241 416 322 443">付 則</p> <p data-bbox="163 459 297 486">1～3 省略</p> <p data-bbox="197 499 562 526">(市町村民税の額の算定の特例)</p> <p data-bbox="163 539 1106 767">4 当分の間、新条例第4条第1項第3号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」は、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。</p>	<p data-bbox="1214 416 1294 443">付 則</p> <p data-bbox="1137 459 1272 486">1～3 省略</p> <p data-bbox="1171 499 1536 526">(市町村民税の額の算定の特例)</p> <p data-bbox="1137 539 2078 767">4 当分の間、新条例第4条第1項第3号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」は、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。</p>